社会保険労務士法人
HRビジネスマネジメント
H.R.B.M
HR Business Management SR Corporation

NEWS LETTER

10月の第2月曜日は「体育の日」ですね。体育の日が制定されたのは1964年の東京オリンピックの後で、10月10日がオリンピックの開会式だったことに由来しています。2020年の東京オリンピックも楽しみですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

10
2015

■いよいよ具体的対応が必要となる マイナンバー制度

■約8割を定期監督等が占める 労働基準監督署の事業所調査

■今年も大幅引上げとなる 最低賃金

■10月1日から 特定求職者雇用開発助成金の 支給要件が変更となります

社労士法人HRビジネスマネジメント
東京都港区芝公園1-2-4 STビル4F
TEL：03-5402-8491／FAX：03-5402-8494

いよいよ具体的対応が必要となるマイナンバー制度

いよいよ来年１月にマイナンバー制度がスタートします。それに先立ち10月以降には、原則として全国民に通知カードが送付されることから、早急にその対応準備を進める必要があります。そこで以下では、今後の流れと会社がマイナンバーを取扱う際の留意点についてまとめておきましょう。

1.マイナンバーに関する今後の流れ

10月以降、原則として従業員の住民票の住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留で送付されます。その後、同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り付け、返信することで、来年1月以降に「個人番号カード」が交付されます。

来年からは、全従業員のマイナンバーが社会保障や税の手続きで必要になるため、まずは確実にこの通知カードを受け取るように、案内をしておきましょう。なお、個人番号カードの申請はスマートフォン等を利用し、WEBで申請することも可能となります。

2.通知カードと個人番号カードの違い

個人番号カードは申請することで交付されるものであり、必ず申請しなければならないものではありません。ただし、個人番号カードの表面には顔写真もあるため、それのみで身分証明書となり、会社でマイナンバーを確認するときにも、個人番号カードのみの確認でよいとされています。

一方の通知カードについては、会社でマイナンバーを確認するときに身元確認を行う必要があり、運転免許証やパスポート等写真入の身分証明書の提示も必須となっています。

3.会社がマイナンバーを取扱うときの留意点

マイナンバーは、重要な個人情報であるため、取扱う人を決める必要があります。また、マイナンバーを従業員から収集する際には、利用目的（健康保険・厚生年金保険の届出、源泉徴収票の作成のため等）を伝えなければなりません。

マイナンバーを確認し、収集した後に注意すべきこととして、保管と廃棄があります。従業員のマイナンバーを保管する際には、情報が漏えいしないような措置が必要となります。紙で管理する際には、鍵のかかる引き出しや棚に保管し、パソコンでデータとして保管する場合には、パスワードをかけるといった対応が求められます。廃棄については、従業員の退職などでマイナンバーが不要になったときに、マイナンバーが記載されている書類やパソコン内のデータ等を廃棄・削除しなければなりません。書類の法定保存期間を超えて、いつまでも保管し続けることはマイナンバーが漏えいするリスクを抱えることになるため、削除するタイミングや手順を決めておきましょう。

日本年金機構の個人情報の流出等もあり、マイナンバー制度に関する事項は、今後、その導入スケジュールや取扱いが変更になる可能性もあります。また、マイナンバーの利用範囲が徐々に拡大していく予定になっていますので、今後の情報に十分注意し、確認するようにしましょう。

約8割を定期監督等が占める労働基準監督署の事業所調査

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

総務部長：最近、知り合いから、「退職した従業員が労働基準監督署へ駆け込んで、今後、調査が行われるので対応が大変だ」という話を聞いたのですが、実際にこのようなケースはよくあるのですか？

社労士：厚生労働省は労働基準監督年報というものを発行しているのですが、その平成25年の実績によると、労働基準監督官が会社に来るような調査（監督）は、178,133件ありました。そのうち、労働者が労働基準監督署に申告をしたことで行われる「申告監督」は、23,408件でしたので、全体の13.1％となっています。

総務部長：私が想像していたよりかなり少ない印象を受けました。となると、通常の監督が多いのですか？

社労士：そうですね。毎月一定の計画に基づいて実施する監督等の「定期監督等」が140,499件、全体の約8割になっています。そして、そのうちの68.0％に法違反があるという結果が出ています。残りは、定期監督等や申告監督で法違反が是正されたか等を確認するための再監督です。

総務部長：定期監督等がかなり多く、法違反の割合も高くなっているのですね。

社労士：はい。その定期監督等で法違反が指摘されたものの中では、労働時間に関するものがもっとも多く、32.0％を占めています。次いで安全基準26.2％、割増賃金22.9％、健康診断19.7％、労働条件の明示18.1％、就業規則13.6％と続きます。これらの項目は法違反となりやすい項目ともいえますので、自社の取扱いが適正かをチェックしておく必要があります。

総務部長：なるほど。労働時間に関するものというと、どのような指摘になるのですか？

社労士：例えば、時間外・休日に関する協定（36協定）を締結せずに残業や休日出勤をさせていること等が考えられます。ちなみに、申告監督（平成25年の新規受理）では、賃金不払に関する申告が25,118件でもっとも多く、次に解雇の申告が4,691件で多くなっています。

総務部長：定期監督等と申告監督の内容はかなり違うのですね。両方の監督で多かった内容を中心に当社で不適切な取扱いがないかを確認してみます。

【ワンポイントアドバイス】

1. 労働基準監督署の調査のうち、約8割は毎月の一定の計画に基づいて実施されるもの等である。
2. 定期監督等の調査で、68％が法違反の指導を受け、その中でも労働時間に関するものがもっとも多くなっている。

今年も大幅引上げとなる最低賃金

1.最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、毎年10月ごろに「地域別最低賃金」が改定されることになっています。平成27年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が出揃いつつありますので、確認しておきましょう。

2.平成27年度の地域別最低賃金と発効日

平成27年度の地域別最低賃金と発効日は下表のとおりとなっています。全都道府県で16円以上の引上げになりました。昨年度、もっとも低い引上げ額が13円でしたので、今年度と合わせてみると、全都道府県において2年間で29円以上の引上げとなります。

この内容は平成27年9月8日時点の情報に基づいて作成していますので、最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。

表　平成27年度の最低賃金

単位:円

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	748	764	16	平成27年10月8日
青森	679	695	16	平成27年10月18日
岩手	678	695	17	平成27年10月15日
宮城	710	726	16	平成27年10月3日
秋田	679	695	16	平成27年10月7日
山形	680	696	16	平成27年10月14日
福島	689	705	16	平成27年10月3日
茨城	729	747	18	平成27年10月4日
栃木	733	751	18	平成27年10月1日
群馬	721	737	16	平成27年10月8日
埼玉	802	820	18	平成27年10月1日
千葉	798	817	19	平成27年10月1日
東京	888	907	19	平成27年10月1日
神奈川	887	905	18	平成27年10月17日
新潟	715	731	16	平成27年10月3日
富山	728	746	18	平成27年10月1日
石川	718	735	17	平成27年10月1日
福井	716	732	16	平成27年10月1日
山梨	721	737	16	平成27年10月1日
長野	728	746	18	平成27年10月1日
岐阜	738	754	16	平成27年10月1日
静岡	765	783	18	平成27年10月3日
愛知	800	820	20	平成27年10月1日
三重	753	771	18	平成27年10月1日
滋賀	746	764	18	平成27年10月8日
京都	789	807	18	平成27年10月7日
大阪	838	858	20	平成27年10月1日
兵庫	776	794	18	平成27年10月1日
奈良	724	740	16	平成27年10月7日
和歌山	715	731	16	平成27年10月2日
鳥取	677	693	16	平成27年10月4日
島根	679	696	17	平成27年10月4日
岡山	719	735	16	平成27年10月2日
広島	750	769	19	平成27年10月1日
山口	715	731	16	平成27年10月1日
徳島	679	695	16	平成27年10月4日
香川	702	719	17	平成27年10月1日
愛媛	680	696	16	平成27年10月3日
高知	677	693	16	平成27年10月18日
福岡	727	743	16	平成27年10月4日
佐賀	678	694	16	平成27年10月4日
長崎	677	694	17	平成27年10月7日
熊本	677	694	17	平成27年10月17日
大分	677	694	17	平成27年10月17日
宮崎	677	693	16	平成27年10月15日
鹿児島	678	694	16	平成27年10月8日
沖縄	677	693	16	平成27年10月9日

※平成27年9月8日時点

大幅な引上げとなっていますので、採用募集時の賃金を引上げることにより社内の賃金バランスが崩れていないかも確認しておきましょう。

厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

10月1日から特定求職者雇用開発助成金の支給要件が変更となります

特定求職者雇用開発助成金の支給要件は今年5月にも変更が行われましたが、10月1日以降に対象となる労働者を雇い入れる場合には、更に「離職割合要件」が追加となります。企業において比較的多く活用されている助成金ですので、今回はこの内容についてとり上げましょう。

1.追加となる離職割合要件

今回、離職割合要件として以下の2つが設けられます。これらのいずれかに該当する場合は、新たに雇い入れる対象労働者についてこの助成金を受けることができなくなります。

① 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること
② 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

まず①については、過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、新たに雇い入れる対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間内に、雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日Ａ）がある者が5名以上いる場合で、その確認日Ａ時点での離職割合が50%を超えていることです。具体例を示すと以下のようになります。

[対象労働者を平成27年10月1日に雇入れた場合]

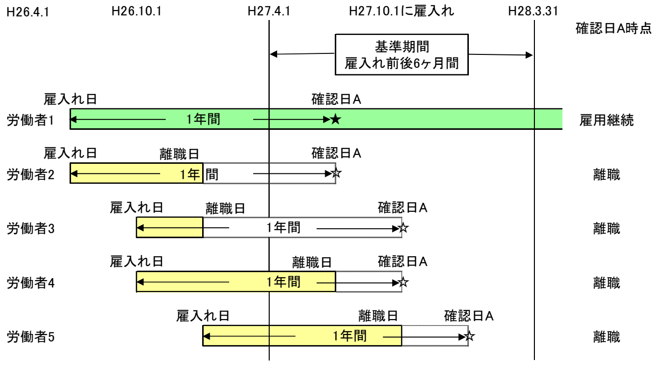

上記の場合、5名の労働者のうち、確認日Ａの時点で4名が離職していることから、離職割合が80%（4名÷5名）となります。そのため、新たに雇い入れる対象労働者について、この助成金を受けることはできません。

次に②については、過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、新たに雇い入れる対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間内に、助成対象期間（※1）の末日の翌日から起算して1年を経過する日（＝確認日Ｂ）（※2）がある者が5名以上いる場合で、その確認日Ｂ時点での離職割合が50%を超えている場合になります。

※1　助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間。
※2　助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Ｂを「助成対象期間の末日の翌日」とする。

この②についても先の①と同様に細かな要件が設けられていますので、厚生労働省から出されているリーフレット等に目を通しておきたいものです。

2.注意事項

今回の離職割合要件の「離職」には原則、自己都合退職など理由を問わず、すべての離職が含まれることになっています。ただし、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇等で離職した者などは除かれます。この他にも注意事項がありますので、活用にあたっては事前に内容を確認しておきましょう。

Keiei information

都道府県別の新設事業所数と廃業事業所数

ここでは6月末に発表された総務省の「平成26年経済センサス基礎調査（速報）」（※）から、都道府県別に民営事業所の新設事業所数と廃業事業所数（以下、単に新設事業所数、廃業事業所数という）をご紹介します。

新設は58万、廃業は92万

26年調査時点の全国の新設事業所数は、578,947事業所でした。この数は全国の民営事業所全体の10%程度に当たります。24年時点の全国の新設事業所数は442,562事業所で、新設事業所自体は14万ほど増加しました。

一方、26年の全国の廃業事業所数は915,319事業所でした。24年の廃業事業所数（21年の調査時点には存在したものの、24年の調査時点では把握されなかった事業所）は1,118,443事業所なので、今回は20万ほど廃業事業所が減ったことになります。

新設も廃業も東京都が最多

都道府県別にみると、新設、廃業ともに、東京都の事業所数が最も多くなっています。どちらも10万を超えています。次いで大阪府や神奈川県、愛知県なども新設、廃業ともに事業所数が多くなっています。これらの地域は市場が大きく新規開業には適している一方で、競合も多いことから、新設・廃業ともに多くなっているものと思われます。

今回はすべての都道府県で廃業事業所のほうが多くなりましたが、次回は新設事業所数が多くなることを期待したいです。

都道府県別新設事業所数と廃業事業所数（単位：事業所）

	新設事業所数	廃業事業所数		新設事業所数	廃業事業所数
全国	578,947	915,319	三重県	6,705	10,634
北海道	24,808	39,064	滋賀県	5,237	8,130
青森県	4,586	8,558	京都府	11,830	20,211
岩手県	5,570	7,781	大阪府	51,791	82,163
宮城県	12,407	14,578	兵庫県	23,894	37,420
秋田県	3,632	7,103	奈良県	4,777	7,352
山形県	3,823	7,116	和歌山県	3,415	7,247
福島県	7,295	11,190	鳥取県	2,227	4,083
茨城県	9,379	16,379	島根県	2,592	5,277
栃木県	7,161	12,909	岡山県	7,428	12,190
群馬県	6,953	13,511	広島県	12,716	20,484
埼玉県	25,520	40,083	山口県	5,205	9,927
千葉県	21,548	30,611	徳島県	3,164	5,483
東京都	101,567	143,968	香川県	4,114	6,982
神奈川県	38,089	53,283	愛媛県	5,138	9,423
新潟県	8,147	15,813	高知県	2,839	5,456
富山県	3,741	7,336	福岡県	25,893	37,791
石川県	4,854	9,221	佐賀県	3,312	5,371
福井県	2,986	5,722	長崎県	4,961	9,034
山梨県	3,163	6,159	熊本県	7,316	12,000
長野県	8,485	14,996	大分県	4,737	8,532
岐阜県	7,456	14,172	宮崎県	4,780	7,788
静岡県	14,972	27,544	鹿児島県	6,983	11,517
愛知県	32,975	51,777	沖縄県	8,776	11,950

総務省統計局「平成26年経済センサス‐基礎調査（速報）調査の結果」より作成

（※）総務省統計局「平成26年経済センサス‐基礎調査（速報）調査の結果」
　一部地域と業種を除くすべての産業分野の事業所を対象に、平成26年に行われた調査です。新設事業所とは、平成24年の経済センサス活動調査後に開設された民営事業所をいい、廃業事業所とは、24年の調査時点には存在したものの、26年の調査時点では把握されなかった民営事業所をいいます。詳細は総務省統計局の次のURLのページから確認できます。
http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm

IT news

業種別インターネット広告の実施状況

インターネット広告を行っている企業がどのくらいあるか、ご存じですか。ここでは今年7月に発表された調査結果（※）から、企業のインターネット広告（以下、ネット広告という）の実施状況に関するデータをみていきます。

ネット広告実施企業は25%程度

上記調査結果から企業のネット広告の実施状況を業種別にまとめると、【表1】の通りです。ネット広告を実施しているのは全体の25.1%という結果になりました。

業種別にみると、金融・保険業の実施割合が56.5%で最も高くなりました。次いで、不動産業が45.5%と高い割合になっています。

【表1】インターネット広告の実施状況（単位：%）

	実施している	行っていない	無回答
全体	25.1	72.0	2.9
建設業	18.3	79.7	2.0
製造業	16.2	80.6	3.3
運輸業	16.1	81.8	2.1
卸売・小売業	36.0	61.8	2.2
金融・保険業	56.5	41.9	1.6
不動産業	45.5	51.9	2.6
サービス業、その他	27.9	68.7	3.5

総務省「平成26年通信利用動向調査（企業編）」より作成

ネット広告を実施する理由

次にネット広告を実施している理由をみると、「広範囲に情報発信ができる」という割合が最も高く、全体の70%を占めました。次いで、「広告費が安い」が30%程度となっています。広く安く情報発信できることがネット広告の魅力のようです。

広告の種類ではバナー広告が一番

実施しているネット広告の種類を業種別にまとめると、【表2】の通りです。全体ではバナー広告の割合が最も高く、次いでメールマガジン、テキスト広告の順になっています。

業種別では、卸売・小売業でメールマガジンが最も高くなった以外は、バナー広告の割合が最も高くなっています。

【表2】実施しているインターネット広告の種類（複数回答、単位：%）

	テキスト広告	バナー広告	リッチメディア広告	スポンサーシップ広告（編集タイアップなど）	検索連動型広告	コンテンツ連動型広告	メールマガジン	DM広告（ターゲティングメールなど）	ピクチャー広告	コンテンツ型広告	メール型広告	その他インターネット広告
全体	26.4	49.6	9.9	8.0	16.9	6.5	36.0	12.7	5.4	4.9	7.5	13.3
建設業	26.4	74.1	11.7	5.1	18.4	11.4	22.5	4.1	3.4	6.2	1.7	7.1
製造業	22.1	46.4	12.1	9.0	20.6	4.4	32.1	11.0	4.6	3.5	4.1	10.4
運輸業	24.9	48.5	1.8	7.5	9.5	3.8	4.9	3.6	2.0	3.3	5.5	24.1
卸売・小売業	23.7	41.7	7.4	7.9	8.5	2.5	43.5	15.9	4.5	5.8	9.1	14.4
金融・保険業	50.8	79.1	19.3	12.7	33.1	22.4	38.3	33.3	8.4	7.4	13.1	7.4
不動産業	33.7	63.9	9.7	7.2	39.9	17.6	50.2	24.4	11.5	7.9	16.3	6.8
サービス業、その他	28.8	52.7	11.4	7.7	20.2	8.9	37.5	11.4	6.6	4.6	7.9	13.4

総務省「平成26年通信利用動向調査（企業編）」より作成

現状では、ネット広告を行う企業の割合は決して高いとはいえない状況です。これからネット広告を活用する企業は、自社の目的とする効果と費用、広告の種類などをよく検討してから行うことが重要です。

（※）総務省「平成26年通信利用動向調査（企業編）」
常用雇用者数100人以上の企業を対象に5140企業を抽出して行われ、平成27年7月に発表された調査です。有効回収率は58.9%となっています。広告ごとの説明など詳細は次のURLから確認できます。
http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2015年10月
お仕事備忘録

- 1．マイナンバーの通知が10月から始まります
- 2．年末にかけての資金繰り計画
- 3．労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
- 4．労働者死傷病（軽度）報告提出
- 5．定時決定の反映と新しい保険料率による控除
- 6．各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
- 7．歳暮・年賀状の準備開始

1．マイナンバーの通知が10月から始まります

平成27年10月以降、市区町村から原則として住民票に登録されている住所宛に、住民票を有する国民一人一人（中長期在留者や特別永住者などの外国人の方等を含む）に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。従業員への通知をしておきましょう。

2．年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

3．労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

4．労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4･7･10･1月）末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。

また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

5．定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

また、平成27年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表をご確認ください。

6．各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

7．歳暮・年賀状の準備開始

10月は年末年始のご挨拶の準備に取り掛かる時期です。

昨年の実績、今年の中元の発送先を洗い出し、どこへ歳暮を贈るのか、住所やあて先の氏名、役職名の変更はないのかなど、担当者等と連絡を取り合って確認をします。

また例年、11月頃にはお年玉つき年賀はがきが発売されます。必要枚数を確認するのと同時に、今年の発送実績をまとめ、来年も発送するのか、喪中先はないのかなどのチェックもはじめましょう。

歳暮・年賀状とも同時進行でいかなければならないため、少しでも余裕をもてるよう、この時期からはじめるのが得策です。

お仕事カレンダー

2015.10

10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。

日	曜日	六曜	項　目
1	木	友引	●全国労働衛生週間（～7日（水）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高年齢者雇用支援月間
2	金	先負	
3	土	仏滅	
4	日	大安	
5	月	赤口	
6	火	先勝	
7	水	友引	
8	木	先負	寒露
9	金	仏滅	
10	土	大安	
11	日	赤口	
12	月	先勝	体育の日
13	火	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
14	水	仏滅	
15	木	大安	
16	金	赤口	
17	土	先勝	
18	日	友引	
19	月	先負	
20	火	仏滅	
21	水	大安	
22	木	赤口	
23	金	先勝	
24	土	友引	霜降
25	日	先負	
26	月	仏滅	
27	火	大安	
28	水	赤口	
29	木	先勝	
30	金	友引	
31	土	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分）※11月2日まで ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合・11月2日まで ●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告）※11月2日まで ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで